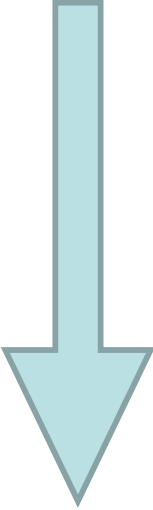


# 「令和元年度 建設コンサルタント業務等における 入札・契約手続きに関するガイドライン」改定の概要

---

令和元年8月

建設コンサルタント業務等は、社会資本の整備、維持管理、老朽化対策、災害対応などを技術的に支える「担い手」として重要な一翼を担っている。

- 
- ・改正労基法では、残業時間の上限制限、休暇の取得の義務化。コンサルタント業務は即適用であり、法律の猶予期間なし。
  - ・技術者の高齢化、若手技術者の減少による将来の担い手が不足(人)。こうした中、一部の技術者に受注が集中する傾向。

技術者の働く環境の整備は急務  
あわせて、ベテラン・若手技術者ともに活躍できる環境づくりが必要

- 働き方改革の推進（効率的な作業）
- 多くの技術者が活躍できる環境整備（若手技術者の活躍促進）

## 今回の主な改定ポイント

### 1. 働き方改革の推進(効率的な作業)

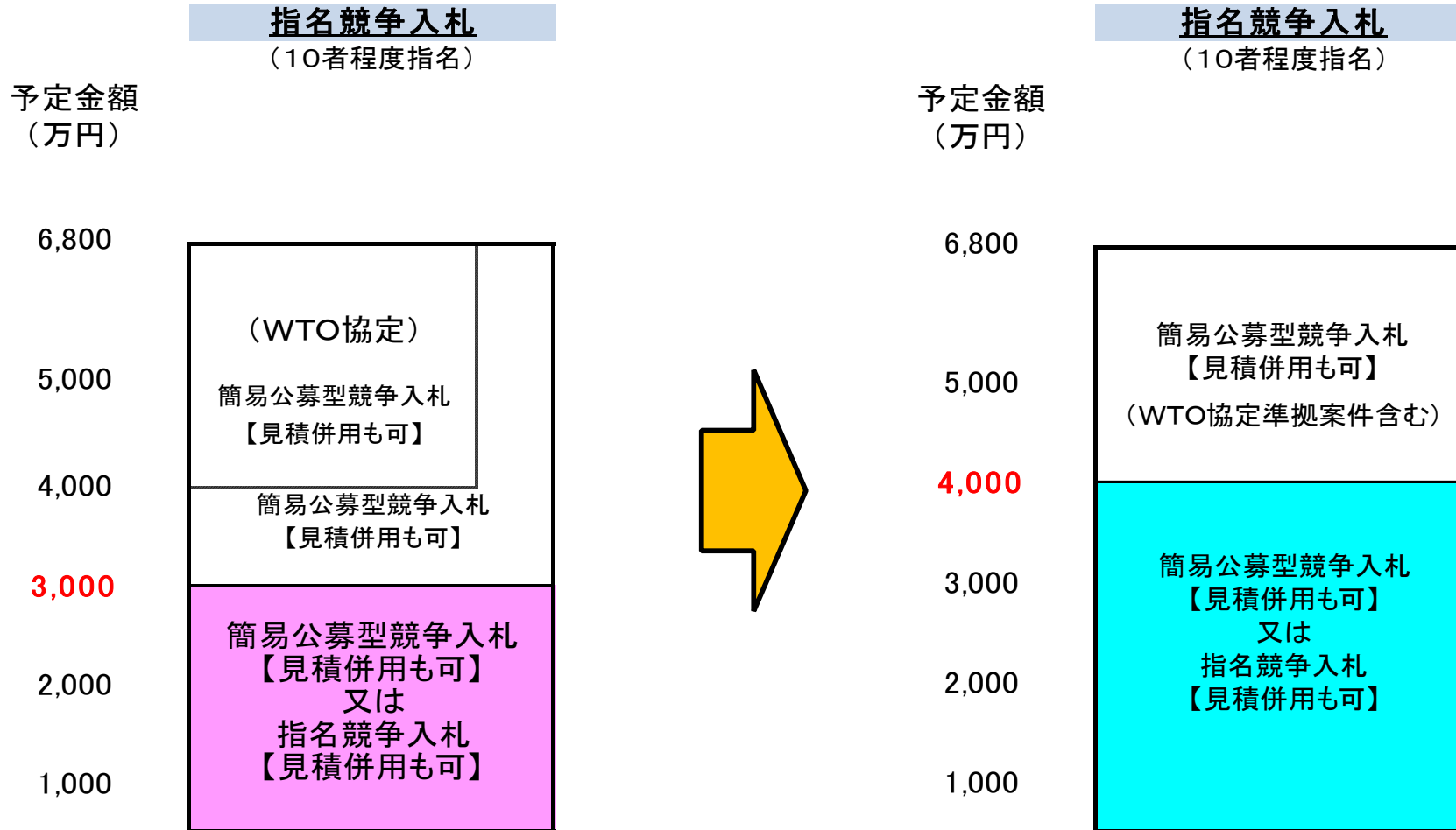
- 通常指名競争入札の上限額を3,000万円未満から4,000万円未満に拡大
- 複数年にわたる業務期間を要するプロポーザル方式の導入

### 2. 多くの技術者が活躍できる環境整備(若手技術者の活躍促進)

- 技術者評価項目の見直し(優良表彰の評価を削除、新評価項目の設定)

# 1. 働き方改革の推進(効率的な作業)

○通常指名競争入札の上限額を3,000万円未満から4,000万円未満に拡大



# 1. 働き方改革の推進(効率的な作業)

## ○複数年にわたる業務期間を要するプロポーザル方式の導入

### 現状と課題

- (1) 複数年(2~3年程度)にわたる検討を実施したい場合に、毎年度、プロポーザル方式により業務発注
- (2) 次年度以降に継続する発注業務の多くは1者応札
- (3) 発注者:毎年度、プロポーザル方式による発注手続きに時間及び労力が必要
- (4) 競争参加者:毎年度、企画提案書の作成に時間及び経費が必要

### 改定策(案)

#### (1)基本的な考え方

- ①初年度(業務着手年度)は、公募型又は簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式と同様の手続きで受注者を選定する。  
次年度以降は随意契約とし、省略できた契約手続き期間の分を工期の平準化のため年内12月までの工期とする。
- ②業務成果を見据えた特定テーマを2テーマ設定する。
- ③2~3年後の業務成果を見据えて提出された企画提案は、2~3年後の業務が完了するまで知的所有権は受注した業者に帰属。

#### (2)対象業務

- ①公募型又は簡易公募型(拡大含む)プロポーザル方式で発注する業務のうち、単年度で成果を得ることが困難な業務
- ②完了年度が明確となっており、業務期間3年未満で完了できる業務

## 2. 多くの技術者が活躍できる環境整備

○技術者評価項目の見直し(優良表彰評価項目の除外)

### 現状と課題

- ・高齢化や新卒採用の減少による技術者不足の状況が生じており、今後の社会資本整備、維持管理の担い手となる若手の確保・育成が必要。
- ・40歳以上の技術者が管理技術者として登用されることが多い。

### 要因

- ・技術者の評価項目の中で技術者表彰の有無による配点によって受注に差がついている。
- ・40歳以上の技術者が技術者表彰を受けることが多い。

### 改定策(案)

技術者表彰の有無による評価が若手技術者の管理技術者への登用を阻害している要因の一つと考えられるため、**若手技術者が不利とならないよう評価項目から技術者表彰の有無を除外する。**業務成績はこれまでどおり評価する。

## 2. 技術者総活躍について

### ○技術者評価項目の見直し(新評価項目の設定)

#### ○CPDの取得状況を評価

技術力向上のため、最新の技術や社会情勢の変化を継続的に学習し建設系CPD協議会及び測量系CPD協議会、補償コンサルタントCPD協議会の推奨する継続教育(CPD)の単位を取得しているものを評価する。

#### ○幅広い取り組み姿勢を評価

BIM／CIMや新技術などの新しい分野や学会誌などへのレポートの投稿など**技術者が幅広く取り組んでいる姿勢**を評価する。(発注者が次の3項目から1項目を選択)

##### ・BIM／CIMの実績

BIM／CIMは『i-Construction』の重要な役割を担っており、建設生産・管理システム全体を3次元データでつなぐことにより、品質の確保や生産性向上に大きく寄与する事を期待し進めているところである。その取り組みにおけるBIM／CIM活用業務の実績を評価する。

##### ・新技術の有効活用実績

新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術を活用した実績を評価する。

##### ・学会誌などへの投稿の実績

学会誌や協会誌等へのレポートなどの掲載や発表論文などの実績を評価する。  
(社内報への投稿や自社主催の社内論文などは対象外とする)

企業	実績	2	企業	実績	2
	成績	4		成績	4
	表彰	2		表彰	2
10			10		
管理技術者	資格	3	管理技術者	資格	3
	実績	3		実績	3
	成績	10		成績	10
20	表彰	4 ←除外	20	CPD	2 ←新規
				幅広い取り組み姿勢	2 ←新規

若手技術者が不利とならないよう  
表彰項目を削除し、品質向上に資する項目を追加

【現行】

【改定】



# 評価項目の考え方(当面の措置)

○当面の措置として令和2年7月末まで、「技術者の優良表彰」の評価項目を除外せず、「CPD」と「幅広い取り組み姿勢」とを合わせた評価とする。

企業	実績	2	企業	実績	2
	成績	4		成績	4
	表彰	2		表彰	2
10			10		
管理技術者	資格	3	管理技術者	資格	3
	実績	3		実績	3
	成績	10		成績	10
20	表彰	4	20		

「表彰」及び「CPD」、「幅広い取り組み姿勢」の3項目で上限値を4点とする。  
例) 表彰評価4点とCPD評価2点であった場合6点ではなく4点となる。

表彰	4	上限 4
CPD	2	
幅広い取り組み姿勢	2	

【現行】

【当面の措置】

# 新設評価項目の評価方法(継続教育(CPD)単位の取得状況)

配置予定技術者が各CPD協議会の構成団体の発行するCPDの登録証明書があり、各構成団体が推奨する単位を満たしている場合、または推奨する単位の半分以上の単位を取得している場合にそれぞれ評価する。なお、単位取得の証明期間は1年を基本とするが、構成団体により複数年での推奨単位が設定されている場合においては複数年の証明期間でも良い。

CPDの単位取得の証明は公示日より過去1年以内または、公示日以降に発行されたものとし、公示日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれているものとする。上記に該当しない証明書は評価対象としない。

## 【土木関係コンサルタント業務、地質調査の場合】

配点	評価基準
2	建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等があり、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位を満たしている。
1	建設系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等があり、かつ建設系CPD協議会の各構成団体が推奨する単位の半分以上を取得している。
0	上記以外

## 【測量の場合】

配点	評価基準
2	測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等があり、かつ測量系CPD協議会が推奨する単位を満たしている。
1	測量系CPD協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等があり、かつ測量系CPD協議会が推奨する単位の半分以上を取得している。
0	上記以外

## 【補償コンサルタント業務の場合】

配点	評価基準
2	補償コンサルタントCPD制度協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等があり、かつ補償コンサルタントCPD制度協議会が推奨する単位を満たしている。
1	補償コンサルタントCPD制度協議会の構成団体が発行する継続教育(CPD)の登録証明書等があり、かつ補償コンサルタントCPD制度協議会が推奨する単位の半分以上を取得している。
0	上記以外

# 新設評価項目の評価方法(幅広い取り組み姿勢の評価)

業務内容に応じて、発注者において、下記に示す項目のうちいずれか一項目について選択し、実績がある場合、幅広い取り組みを行っている技術者として評価する。

## ①BIM/CIM業務の実績

平成29年度から30年度末までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注のBIM/CIM活用業務の管理(主任)技術者または担当技術者としての実績を有している。

実績の記載様式に定めはないが、業務発注機関及び業務名をA4版1枚に記載し、実績を証明できる関係書類等(BIM/CIM実施報告書、特記仕様書業務計画書)の写しを提出すること。

## ②新技術の活用実績

平成29年度から平成30年度末までに実施した業務の履行にあたり、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術を活用し、活用効果調査表等を提出した業務の管理(主任)技術者または担当技術者としての実績を有している。

実績の記載様式に定めはないが、新技術を活用した業務の発注機関及び業務名、工期、新技術名をA4版1枚に記載し、新技術活用計画書・実施報告書(NETIS番号末尾「-VE」の新技術については、新技術活用調査表を提出がないため、調査職員等に提出した書類など実績を証明できる関係書類)の写しを提出すること。

## ③学会誌などへの投稿の実績

公示日より過去1年間で、別表に示す業務に関連した団体が発行する学会誌や協会誌等の冊子へのレポートなどの執筆や投稿、発表論文などの実績を有している。なお、連名、共著も含むものとする。ただし、社内報への投稿や自社主催の社内論文については評価しない。

実績の記載様式に定めはないが、執筆、投稿した冊子の団体名及び冊子名をA4版1枚に記載し、冊子の表紙及び掲載された全ページの写しを提出すること。

	配点	評価基準
いずれか1項目を発注者が選択		平成29年度から30年度末までに完了した業務のうち、国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部(港湾空港関係を除く)発注のBIM/CIM活用業務の管理(主任)技術者または担当技術者としての実績を評価する。
	2	BIM/CIM活用業務の実績を有する。
	0	上記以外
		平成29年度から平成30年度末までに実施した業務の履行にあたり、新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術を活用し、活用効果調査表等を提出した業務の管理(主任)技術者または担当技術者としての実績を評価する。
	2	新技術情報提供システム(NETIS)に登録された新技術を活用し、活用効果調査表を提出した実績を有する。
	0	上記以外
		公示日より過去1年間で、業務内容(建設コンサルタント、測量、地質調査、補償コンサルタント)に関連した学会誌や協会誌等の冊子へのレポートなどの執筆や投稿、発表論文などの実績を評価する。なお、連名、共著も含むものとする。
2	学会誌や協会誌等への執筆や投稿、発表論文などの実績を有する。	
0	上記以外	

○改定時期 : 令和元年 8月1日

○運用開始 : 令和元年10月1日

・令和元年9月30日までは、現ガイドラインにより運用する。

・ただし、下記項目 (表彰・業務成績) については 令和元年8月1日以降より評価対象期間を変更

現 行



①	企業の業務成績	平成28～29年度
②	技術者の業務成績	平成26～29年度
③	企業の表彰実績	平成29～30年度
④	技術者の表彰実績	平成27～30年度

令和元年  
8月1日  
以降

①	企業の業務成績	平成29～30年度
②	技術者の業務成績	平成27～30年度
③	企業の表彰実績	平成30、令和元年度
④	技術者の表彰実績	平成28～令和元年度